

(素案)

高知県消防広域化推進計画

I 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方

1 市町村消防の概況

(1) 消防に求められているもの

消防は、住民の生命、身体、財産を守るために、火災に対する消火活動、急病等に対する救急活動、交通事故等からの救助活動、火災等を未然に防ぐための予防活動、さらには台風や地震等の自然災害に対する活動等、あらゆる災害から住民生活の安全を確保することを目的とし、市町村は当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有しています。

市町村の消防機関としては、常備消防と呼ばれる消防本部及び消防署と、非常備消防と呼ばれる消防団とがあり、歴史的には、郷土愛護の精神に基づく消防団が先に組織されており、地域密着型で人数も多く、主として火災や大規模災害を中心に団員の減少、高齢化といった課題を抱えながらも今日も活発な活動を続けています。

一方、消防本部及び消防署は、時代の進展、社会生活の複雑多様化に伴って、消防団の活動だけでは対応できない消防業務に取り組む必要が生じてきたことから、主として昭和40年代に市町村の行政機関として順次設置されてきました。様々な災害に対応できる資機材とともに、職員には、救急・救助・予防や特殊な消火活動などにおいて、専門的かつ高度な技術が求められています。

(2) 小規模消防本部の課題

全国の消防本部の組織体制は、管轄人口がおおむね10万人未満の消防本部（以下、「小規模消防本部」という。）が多く、人口が少ないことから総じて財政基盤が弱いため、人員や施設設備の面で課題を有しています。こうした課題の解決には、消防事務の共同化を推進し、財政基盤の拡大を図るとともに、消防本部の効率化が有効と考えられます。

平成3年度には全国消防長会の組合消防委員会が「組合消防の充実強化に関する報告書」の中で、『組合消防の組織基盤として、管轄人口10万人以上を目標に組織を再編することが望ましい』旨を提言しており、平成5年度には消防庁が主宰する「消防の対応力強化方策検討委員会」が取りまとめた報告書においても『小規模消防を広域的に再編し、その規模を大きくすることにより、小規模消防の課題を解決していく必要がある』と指摘しています。

(3) 国の取り組み

このため国は、様々な課題があると指摘される小規模消防本部の解消を目的として、平成6年から都道府県に対し消防広域化基本計画の策定や市町村合併の推進との整合性を踏まえ見直しを通知するなど、広域化の推進に取り組んできましたが、平成17年4月においても未だ6割が小規模消防本部であり、広域化が十分に進んだとは言い難い状況でした。

一方、地震活動の活発化やJR西日本福知山線列車事故等にみられるように災害や事故が大規模・複雑化してきていますし、救急出動も増大の一途をたどっています。このような消防需要に的確に対応し、消防の責任を果たしていくためには、消防体制のさらなる充実強化を図る必要があるとの強い考えから、国では平成18年6月に消防組織法を改正し、同法に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁長官告示）」により、平成19年度までに都道府県において消防広域化推進計画を策定し、その後5年以内に広域化の実現を目指すこととしました。

この基本指針において、広域化の規模は、一般論としては大きいほど望ましいとしつつ、消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等から、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしていますが、人口動態や交通事情、日常生活圏等の地域の実情にも十分な考慮が必要であるとしています。

なお、広域化の対象は消防署を統括する消防本部であり、消防の体制の整備及び向上を図ることを目的としているものであるため、広域化によって消防力の低下を招くような事態があってはならないことや広域化の対象に消防団は含まれていないことなども定められています。

2 本県の状況

(1) 県内消防本部の抱える課題

県内には15の消防本部があり、高知市以外の14本部はすべて小規模消防本部であり、そのうちの約半数にあたる6本部は管轄人口が3万人未満となっています。

職員数算出の基礎となる「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）で算定される職員充足率は、全国平均76.0%に対し、本県平均は56.5%と非常に低い状況にあります。消防本部ごとでは、充足率50%を下回る消防本部が6本部もあり、最も充足率の高い消防本部でも79%にすぎず、職員数が全般的に不足している中、年間37,000件を超える災害出動により住民を守っていますが、災害によっては非番の職員を召集せざるを得ない状況となっています。

県内の多くの消防本部では、

(ア) 応援や同時災害への出動態勢の限界

(イ) 消防・救急・救助などの各分野を、職員が兼務することにより対応しており、専門職員の確保が困難

(ウ) 代替人員の確保が困難であることから、長期間にわたる研修への派遣も行いにくいなど、各業務の高度化・専門化が困難

(エ) 組織が小さいことにより、年齢構成の不均衡が起きやすいなど、柔軟な人事管理が困難などの課題を抱えているほか、これ以外でも財政規模が小さいため、資機材や車両の導入が難しい場合があるなど、厳しい運営状況にあります。

(2) 消防を取り巻く環境の予測

2030年の本県の推計人口は約70万人と、現状の約80万人（2005年国勢調査）より11.3%の減少となるなど、全国よりも早く進行している人口減少や高齢化がより一層進むことが予測されています。この予測では、約50%も管轄人口が減少する室戸市消防本部をはじめとして、30%以上減少する消防本部が6本部にも上っています。

人口の減少は県内市町村の主要な財源である地方交付税に大きな影響があり、消防を支える市町村の財政力が低下することも予想されることから、現在の消防体制のままでは維持が難しくなり、場合によっては現状でも十分ではない消防職員の削減や消防署所の廃止・統廃合など、住民サービスに大きな影響が出てくるおそれがあります。

3 本県における広域化の推進

このような現状と予測を考え併せたとき、住民に対し将来にわたり一定のサービス水準が維持できるような消防の体制を作り上げていく必要があります。

具体的には、消防本部の広域化によって、

(ア) 本部機能の統合など、体制の効率化による現場活動要員の確保

(イ) 現場活動要員の確保に伴う消防・救急・救助等、分野ごとの高度化・専門化

(ウ) 組織・人員規模の拡大による組織の活性化

(エ) 署所の管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮

など、得られるスケールメリットを最大限生かした、柔軟な組織作りに早急に取り組んでいく必要があると考えます。

本県では平成7年度から8年度にかけ、広域化の議論を行っておりますが、広域化の必要性は認識しながらも、「広域再編に向けた計画を作成する段階には至っておらず、今後の検討課題である」として、計画の策定を見送ってきた経緯があります。

それから10年以上経過し、人口減少の加速、市町村財政の悪化、救急需要の一層の増大、災害の大規模化など、消防を取り巻く環境が、より一層の厳しさを増していることから、県としては、広域化に関する法改正がなされ、国からの財政支援も打ち出されているこの機を捉えて広域化に取り組まなければならないと考えています。

そのため、平成19年4月以降、住民や市町村、消防機関、学識経験者で構成する「高知県消防広域化推進検討委員会」を設置し、毎月にあつて様々な議論を重ね、その意見も踏まえた結果、本県における消防の広域化については、「〇市町村を対象に〇〇〇の方向」で広域化を進めていくことが適当と判断しました。

今後、市町村及び消防本部と県が一体となって、その実現化に向けた取り組みが求められますが、とりわけ、消防責任を果たしていくべき市町村と、消防行政に直接従事している消防本部の、大局的な見地に立った理解が必要ですし、県も様々な調整や情報提供などの援助を積極的に行っていく必要があります。

Ⅱ 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 市町村の消防の現状

(1) 消防本部の現状

本県では、昭和23年に高知市で最初の消防本部が設置されました。その後、昭和40年代前半になって、主として単独市に、同後半には、複数の市町村で構成する組合方式による消防本部の設置が相次ぎ、昭和50年には53市町村のうち49市町村において、現在の15消防本部体制が整備されました。消防本部を設置していない町村においては事務委託方式により消防の常備化が進められ、平成4年に東洋町が室戸市に委託したことにより、県内全域での消防の常備化が完了しました。平成の市町村合併により、構成市町村の変遷はありますが、現在、8つの単独消防本部と、7つの組合消防本部があります。(東洋町及び芸西村は事務委託)

(図〇 「県内図」参照)

① 管轄人口

各消防本部の管轄人口の状況は、高知市については、人口が30万人を超える規模ですが、それ以外の14本部では7万人未満とすべて小規模消防本部であり、うち6本部は3万人にも満たない規模となっています。

全国的には、平成18年4月1日現在、811の消防本部があり、うち6割が管轄人口10万人未満の小規模消防本部となっており、全国消防本部の管轄人口の平均は約16万人と

いう状況です。

(表○ 「県内消防本部の概要」 参照)

② 管轄面積

管轄面積については、高幡消防組合消防本部が 1,405.44 km²と最も広大な管轄となっており、逆に土佐市消防本部が 91.59 km²と最小の管轄面積となっています。

管轄面積の全国平均は約 450 km²であり、最も管轄面積の広い消防本部は 3,642 km²の管轄となっています。

県内の消防本部は 6 本部が全国平均より広い管轄面積を有しています。これらの消防本部は中山間部を擁していることもあり、現場への到着時間が長くなる傾向にあります。

(表○ 「県内消防本部の概要」 参照)

(表○ 「救急車の現場到着所要時間」 参照)

③ 職員数の状況

消防職員数の状況は、平成 19 年 4 月 1 日現在、高知市消防局 (339 名)、高幡消防組合消防本部 (123 名) の 2 本部が 100 人以上の規模であり、その他の 13 本部は 100 名未満となっています。最小は土佐清水市消防本部の 35 名ですが、50 名以下の消防本部が半数以上 (8 消防本部) という状況となっています。全国的には東京消防庁を除く全消防本部の職員数平均は 168 名であり (平成 18 年 4 月 1 日現在)、高知市以外は全国平均を下回っている状況です。

整備指針に基づく基準数との比較 (平成 18 年度) では、いずれの消防本部も充足率が低い状況にあり、全消防本部平均の充足率は 56.5% と全国的に見ても低くなっています。

(全国平均 76.0%)

このように、本県の消防は、総じて少ない職員体制となっており、こうした状況から、職員の約 8 割が各種の業務 (消防・救急・救助) を兼務して消防の需要に应付している現状にあると言えます。

(表○ 「県内消防本部の概要」 参照)

(表○ 「消防車両数及び消防職員数の「整備指針」との比較」 参照)

(表○ 「各消防本部における兼任の状況」 参照)

④ 消防用車両の整備状況

消防活動に必要とされる消防ポンプ自動車や救急車などの車両の配置状況については、最も多い高知市消防局の 57 台を筆頭に、全消防本部で 228 台が配置されています。

これは整備指針に基づく基準台数の 92.3% にあたり、車両については、ほぼ充足され

ている状況となっています。

(表○ 「消防車両数及び消防職員数の「整備指針」との比較」参照)

⑤ 消防費の決算状況

県内市町村の消防に係る平成 17 年度歳出決算額は約 122 億円となっており、総決算額の約 3.1%となっています。また、決算額の推移は、ここ数年減少傾向にあります。

また、住民一人当たりの消防費は、全市町村平均では 15,348 円ですが、最も低い高知市の 10,449 円に対し、最も高い中芸広域連合消防本部管内では 33,410 円と 3 倍もの格差が付いており、小規模な消防本部ほど割高となっている傾向がうかがえます。

(表○ 「消防費の推移」参照)

(表○ 「消防費決算額の状況<17 年度>」参照)

(2) 消防需要の動向

消防需要は、昭和 50 年代と比較すると大きく増えてきています。昭和 50 年の消防・救急・救助の出動件数の合計は約 1 万 3 千件ですが、平成 17 年には約 3 万 7 千件と 3 倍近い増加となっています。この増加の要因はひとえに救急出動の伸びであり、火災・救助については目立った増加はありません。

① 救急業務の状況

救急出動は、昭和 50 年の約 1 万 2 千件から平成 17 年には約 3 万 6 千件と大きく増加してきています。近年の状況を詳しく見ると、平成 13 年の 30,657 件から平成 17 年には 35,804 件と、この 5 年間で約 17%も増加しています。(全国では約 20%の伸び)

これに対し、消防の救急体制については、救急処置の高度化に伴い、救急救命士数こそ伸びておりますが、救急自動車の台数や救急隊員数には大きな変動がないのが実情です。

また、近年の傾向として、医師不足により管轄内の病院での救急患者の受入れが難しいケースが増えており、管轄外への搬送(管外搬送)が増えてきています。県全体での管外搬送率は、平成 13 年の 27.9%から平成 17 年には 33.8%に増加しており、50%を超えている消防本部が半数以上の 8 消防本部に上っています。

(表○ 「救急出場件数の推移」参照)

(表○ 「救急体制の推移」参照)

(表○ 「救急搬送の管外搬送率の推移」参照)

② 火災業務の状況

近年の火災発生件数は、年間 300 から 500 件程度で推移しています。

(表○ 「出動件数等の推移 (火災・救急・救助)」 参照)

(表○ 「火災による焼損棟数の推移」 参照)

③ 予防業務の状況

防火対象物数は平成 14 年 3 月 31 日現在の 16,314 件に対し、平成 18 年 3 月 31 日現在は 17,727 件と、数にして 1,413 件、率で約 9%とやや増加の傾向にあります。

また、危険物規制対象数は平成 14 年の 3,354 件に対し、平成 18 年は 3,219 件と微減傾向にあります。

(表○ 「防火対象物の推移」 参照)

(表○ 「危険物規制対象数の推移」 参照)

④ 救助業務の状況

近年の救助件数は、年間 200 件から 300 件程度で推移しています。

(表○ 「出動件数等の推移 (火災・救急・救助)」 参照)

(3) 消防の抱える課題

本県の消防は、「(1) 消防本部の現状」で述べたとおり、消防の体制としては必ずしも十分でなく、以下のような課題を抱えています。

① 救急出動の増大と救急業務の高度化

「消防需要の動向」のとおり救急出動件数は増加傾向にあり、それに伴って出動等が輻輳する事態が増加しています。また、管外搬送が増加しているため、救急車が管轄区域内に不在となる時間が多くなっています。

こうした状況に対して、現状の当直人員及び車両では対応が難しくなっている状況です。

また、近年の救急に対する住民の要請が高まっている中で、救急救命士の処置範囲が拡大され、平成 15 年 4 月以降順次、医師の包括的指示下での除細動、医師の具体的指示下での気管挿管、医師の具体的指示下における薬剤(アドレナリン)投与が開始されるなど、救命率向上に向け救急現場や搬送途上において、高度な救急処置ができるようになっていきます。

しかし、このような救急出動の増大や救急業務の高度化に適切に対応していくためには、救急隊員の教育訓練の充実、救急救命士の養成を推進するとともに、高規格救急自動車、

高度救命処置用資機材の整備、医療機関との一層の連携、住民に対する応急手当の普及啓発等の対策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

② 小規模消防本部の抱える課題

管轄人口 30 万人を越える高知市消防局を除く、その他 14 消防本部は管轄人口 7 万人以下の小規模消防本部であり、整備指針による基準数に対する充足率は、車両については、92.3%とほぼ充足しているものの、職員数については 56.5%と、全国平均の 76.0%と比較しても低い状況となっています。

こうした状況の中で、次のような課題が挙げられます。

ア 出動体制の限界

本県においては、応援や第 2 次以降の出動では、職員数が少ないこともあり、非番職員の招集や消防団で対応している状況が見られます。また、複数の同時災害対応についても同様に、出動体制の確保が課題となっています。

イ 組織管理の問題

組織規模が小さいことから職場も限られ、人事の硬直化や職員の年齢構成の不均衡が生じ易く、人材育成や組織の活性化が課題となっています。

ウ 専門職員の確保の限界

少ない人員で様々な事案に対応するため、職員が消防・救急・救助の各分野を兼任する割合が高く（約 8 割）なっており、各分野での専門化や人材育成が困難となりがちな状況です。

また、各種教育訓練、特に長期を要する専門的な教育訓練への職員派遣が行いにくいことも、専門化・高度化を図りにくい要因となっています。

③ 消防費の減少

前述の消防本部の現状にもあるとおり、本県の消防費決算額は年々減少しており、平成 17 年度の消防費の決算額は、平成 13 年度と比較すると約 21 億円減少しています。

決算額の内訳を見ると、固定経費である人件費や物件費、補助費の占める割合が年々高くなっている一方、普通建設事業費は減少傾向にあり、車両や資機材等の新規整備及び既存の設備等の更新を延長する等、消防力の向上が図りにくくなっている状況であると言えます。

(表〇 「消防費の推移」参照)

2 市町村の消防の将来見通し

県内の総人口は、少子化の進行や社会的流出等により減少となる一方で、2020年までの高齢者の人口は増加していくと推計されています。このことは、救急出動件数が総人口の減少と連動して減少しない反面、市町村の財政力は低下することが予測され、消防体制に大きな影響が出てくるものと考えています。

(1) 人口推計

本県の2005年(平成17年)の人口は、796,292人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計(平成14年3月推計)」(以下、「14年推計」という。)によると、2030年(平成42年)の予測人口は、706,095人で11.3%(2005年比)の減少を推計しています。

消防本部別に見てみると、管轄人口が30%以上減少する消防本部は6消防本部となっており、最も減少すると推計される消防本部は、室戸市消防本部で51.3%(2005年比)の減少となっています。

なお、2005年の国勢調査を踏まえた同研究所の「都道府県の将来推計(平成19年5月推計)」では、2020年(平成32年)には、707,630人と14年推計の2030年とほぼ同じとなり、2035年(平成47年)には596,229人と60万人を割り込むより厳しい予測がされています。

次に、本県の2005年の高齢者(65歳以上)の人口は、206,375人となっており、人口に占める割合(以下、「高齢化率」という。)は25.9%となっています。

14年推計によると、2030年の高齢者の人口推計は、238,070人で15.4%(2005年比)の増加となっています。また、高齢化率は、33.7%で全国を上回る水準(29.6%)で進んでおり、3人に1人が65歳以上と推計されています。

消防本部別に見てみると、2030年に高齢化率が40%以上となる消防本部は7消防本部となっており、高齢化率の最も高い消防本部は、人口予測と同様に室戸市消防本部で49.3%となっています。

また、市町村別に見てみると、2030年に高齢化率が40%以上となる市町村は35市町村中25市町村となっており、うち2町は50%を超える推計となっています。

(表○ 「各消防本部の管轄人口予測」参照)

(表○ 「高齢化率(65歳以上)の予測」参照)

(表○ 「高齢者(65歳以上)人口の予測」参照)

(表○ 「高齢化率の予測(消防本部・市町村別)」参照)

(2) 救急出動件数の予測

2005年の救急出動における傷病者の搬送実績及び、推計人口(14年推計)を基に救急出動件数を予測しました。

救急出動件数は、将来において人口減少が予測されていますが、高齢化が進むため、高齢者の救急要請件数が増加すると考えられ、2030年になっても現状と同程度であると予測されます。2015年（平成27年）をピークに減少局面に入り、2030年には、35,422件と2005年とほぼ同様の件数になると予測されますが、管内人口が増加する消防本部は救急出動件数も増加し、管内人口が減少する消防本部は救急出動件数も減少しており、人口推移により各消防本部間でバラツキが見られおます。

2030年の出動件数を各消防本部別に見てみると、2005年から減少すると予測される消防本部は12消防本部で、増加は3消防本部となっています。最も増加している消防本部は、高知市消防局で22.4%の増加となっており、最も減少する消防本部は、室戸市消防本部で58.3%の減少となっています。

（表〇 「救急車の出動件数の予測」参照）

（3）消防に要する市町村財政の予測

県内の市町村の消防に要する費用の決算額と地方交付税の算定基準となる基準財政需要額はほぼ等しいことから、基準財政需要額の予測をしました。

予測にあたっては、2005年の基準財政需要額の算定式に推計人口（14年推計）を用いることにより算出しました。

この結果では、2030年の基準財政需要額の市町村合計は約96億円で、2005年の実績から約21億円（約18%）の減額になると予測されます。このことは、住民の生命、身体、財産を守るという最も基本的なサービスを行っている消防職員の確保にも影響を及ぼす恐れがあります。

（表〇 「消防費の予測」参照）

Ⅲ 広域化対象市町村の組合せ

第9回の検討委員会での意見を受けて作成

Ⅳ 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な県の役割

本計画に基づく消防の広域化の推進に向けて、県としては、様々な検討会や会合への企画、参加、意見の調整などを行うほか、県の広報活動を活用した普及啓発、他県の動向や広域化に関する情報収集などに積極的に取り組みます。

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事柄

以下の項目について、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、その効果を十分に発揮するためには可能な限りの一元的な部隊運用や出動体制、さらには統一的な事務処理等が行われることが必要です。

また、消防の広域化に伴い、管轄する面積が広大となるので、消防本部と消防署間の連絡調整や管理・指導の円滑かつ適正な執行、予防面でのサービス維持や地域の防災関係機関との緊密な連携を確保するため、消防本部の内部組織として「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えています。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、一部事務組合、広域連合(以下「組合」という。)又は事務の委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町村等の協議により選択することが必要です。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、消防の体制を適切に整備することが重要ですので、そのための方策として、次のような事項を構成市町村間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めておくことが適当です。

(1) 組合方式による場合

- (ア) 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- (イ) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- (ウ) 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画
- (エ) 部隊運用、指令管制等に関する計画
- (オ) 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長との緊密な連携ができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画
- (カ) 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- (キ) 組合の運営に関し、住民の意見の反映

(2) 事務委託方式による場合

(ア) 委託料に係る基本的なルール

(イ) 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長との密接な連携ができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画

(ウ) 消防事務の運営に関し、住民の意見の反映

VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事柄

以下の項目について、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着して消防防災活動を行うという観点から、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第 37 条に基づき、基本的には一市町村に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

(ア) 広域化後の消防本部の管轄内にある消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる一元的な連絡調整

(イ) 平素からの各消防団合同又は消防署所を含めた訓練等の実施

(ウ) 消防署所と消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

(エ) 消防本部及び消防署所と消防団との連絡通信手段の確保

消防力の整備指針第 37 条

消防団は、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

2 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

(ア) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

(イ) 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

- (ウ) 定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- (エ) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- (オ) 合同防災訓練の実施
- (カ) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- (キ) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる 24 時間体制の確保

VII その他留意すべき事柄

現在作成中

- (1) 高知市の参画

- (2) その他